

## 2020年4月1日開設に向けた認可保育所運営事業者募集要領

2018年7月13日

江 東 区

### 1 趣旨

江東区の喫緊の課題である待機児解消を図るため、2020年4月1日に認可保育所を開設する事業者を募集します。

については児童福祉法第35条第4項（以下「法」という。）に基づく認可の取得、及び「江東区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（以下「区条例」という。）」を遵守し、子ども・子育て支援法第31条第1項に基づき特定教育・保育施設の確認を受けることを前提として、プロポーザル方式（企画立案方式）により選定します。

※区での選定後、東京都との事前協議・計画承認申請・設置認可申請の手続きを行う必要があります。

### 2 募集地域等

#### (1) 募集地域

- ① 白河地域 (森下1～5丁目、平野1～3丁目、三好1～4丁目、白河1～3丁目、高橋)
- ② 富岡地域 (深川2丁目、冬木、門前仲町2丁目、富岡1・2丁目、牡丹1～3丁目、古石場1～3丁目、越中島3丁目)
- ③ 豊洲地域 (塩浜1・2丁目、豊洲1～6丁目、東雲1・2丁目、有明1・2丁目、辰巳1丁目)
- ④ 小松橋地域 (千石1～3丁目、石島、千田、海辺、扇橋1～3丁目、猿江1・2丁目、住吉1・2丁目、毛利1・2丁目)
- ⑤ 東陽地域 (東陽1～7丁目、木場1～6丁目)
- ⑥ 亀戸地域 (亀戸1～5丁目、亀戸7～9丁目)
- ⑦ 大島地域 (大島1～8丁目)
- ⑧ 砂町・南砂地域 (北砂1～7丁目、南砂1～5丁目)

#### ※重点地域（豊洲3～6丁目、東雲1丁目、有明1丁目）

※提案場所の応募の可否については[280500@city.koto.lg.jp](mailto:280500@city.koto.lg.jp) へてに「①案内図」、「②物件の平面図」、「③物件の外観及び周辺状況（目の前の道路等）がわかる写真」を添付し、お問い合わせください。また、定員設定、相談時点での整備スケジュールもお示しください。

※募集地域以外の提案であっても、募集地域周辺の場合または重点地域の待機児解消に繋がるような提案の場合であれば応募対象とすることも検討いたしますので、上記アドレスへてにご相談ください。

#### (2) 募集数

10施設程度（合計定員約1,000名）

### 3 応募資格等

#### (1) 応募資格

- ① 東京都・千葉県・埼玉県・神奈川県・茨城県・群馬県・栃木県・山梨県・長野県・新潟県のいずれかで、応募書類提出時点で認可保育所を1園以上運営し、かつ当該応募案件の開設予定日時点で認可保育所を2年以上継続して運営することが見込まれる法人。

または、上記地域以外において、応募書類提出時点で認可保育所を1年以上継続して運営しており、区が既存園を視察済みである法人。もしくは、江東区内で、応募書類提出時点で東京都認証保育所を3年以上継続して運営しており、区が既存園を視察済みである法人。

※東京都・千葉県・埼玉県・神奈川県以外の地域における実績のみの法人は、開園後に十分なフォローができるように東京本部を設け、かつ同本部専任職員を配置することを条件とする（設置は選定後で構いません）。

※グループ法人等の関連会社に上記地域内において5年以上の認可保育所運営実績がある場合にも応募資格有りとみなします。

※小規模保育事業所の運営実績のみの場合は、応募資格無しとなりますのでご了承ください。

② 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（以下「国基準」という）、東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（以下「都条例」という）、東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（以下「都規則」という。）、保育所設置認可等事務取扱要綱（以下「都要綱」という。）、江東区私立保育所等補助要綱（以下「区補助要綱」という。）及び区条例に規定する設置者の要件を満たすこと。

※上記関係法令については、ホームページでご確認ください。

※上記応募資格に該当する場合でも、応募物件、法人の状況等により応募をお断りさせていただく場合もあります。

## (2) 欠格事項

- ① 民法上の行為能力を有しない者
- ② 破産者で復権を得ない者
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本区における一般競争入札等の参加を制限されている者
- ④ 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
- ⑤ 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、自治法第92条の2、同法第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者
- ⑥ 国税及び地方税を滞納している者
- ⑦ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある法人
- ⑧ 会社更生法、民事再生法に基づき更生又は再生手続きをしている法人
- ⑨ 法人全体の財務状況について、直近の会計年度の決算において債務超過を生じている法人

## 4 選定スケジュール

以下のスケジュールで随時審査を行います。

**※募集を締め切った地域についてはホームページに掲載し、お知らせいたします。**

(1) 区にメールで提案予定物件の応募の可否につき相談

※「①案内図」、「②物件の平面図」、「③物件の外観及び周辺状況（目の前の道路等）がわかる写真」を添付してください。

また、定員設定、相談時点での整備スケジュールもお示しください。

(2) 財務関係書類の提出

※直近3年間の決算報告書（監査証明又は当該決算報告書を作成した公認会計士、税理士等により適正な会計基準に則って処理されたことを証する書類を付したものを）を提出してください。

- (3) 審査書類を保育計画課保育計画係に持参  
 ※提出する場合は、**1週間以上前**に係あてに連絡し、提出日の日程調整を図ってください。
- (4) 区職員による応募物件の現地確認（施設・近隣環境についての確認）  
 ※書類提出前に訪問する可能性もあります。
- (5) 応募法人が運営する既存園を区職員が訪問  
 ※書類提出前に訪問する可能性もあります。
- (6) 書類審査及びヒアリング（提案事業者によるプレゼンテーション及び審査委員による質疑応答）  
 ※ヒアリング日時については、別途通知します。
- (7) 審査結果通知（ヒアリング終了後、原則1ヶ月以内）

## 5 募集する認可保育所の要件

以下の事項を全て満たした計画を提案してください。

### (1) 設置予定物件

- ① 現に事業者が所有又は貸借しているか、保育所設置認可申請前までに取得又は、貸借することが可能であること。**なお、原則として、区で選定された後に行われる東京都との事前協議及び計画承認の手続きが終わるまで本契約は行わないこと。**
- ② 建築基準法に基づく建築時の建築確認申請書の写し、建築確認済証の写し及び検査済証の写し（検査済証を紛失している場合は台帳記載事項証明書）の提出が可能であること。
- ③ 施設面積、構造及び設備等について、保育所として建築基準法など建築基準法令、バリアフリー法及び国基準、都条例、都規則、区補助要綱に適合する施設であること。
- ④ 次に掲げる要件のいずれかに該当することとし、イに該当するものにあつては、当該事実を客観的に証明できる書類を提出すること。
- ア 建築基準法における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）により建築された建物
- イ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）に定める方法により行った耐震診断により、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物にあつてはI<sub>s</sub>値が0.7以上かつq値が1.0以上若しくはC<sub>t</sub>uS<sub>d</sub>値0.3以上、木造の建築物にあつてはI<sub>w</sub>値が1.1以上であることが確認された建築物、施設等

### (2) 施設内容・規模

- ① 建物については、最低限、次に掲げる部屋等を準備すること。
- ア 乳児室（0歳児室 必要面積：児童1人あたり3.3㎡以上 有効面積 ※0歳児保育を実施する場合のみ）  
 ※**区の誘導基準としては、児童1人あたり5㎡以上。**ただし、暫定的なものであり、区要綱等の改正により変更する場合があります。
- イ ほふく室（1歳児室 必要面積：児童1人あたり3.3㎡以上 有効面積）
- ウ 保育室（2歳児～5歳児室 必要面積：児童1人あたり1.98㎡以上 有効面積）
- エ 遊戯室（必置ではない）  
 ※乳児室及びほふく室、保育室及び遊戯室から出る避難経路は、2か所2方向を確保すること。
- オ 調理室

カ 医務室（カーテン等で仕切ることにより事務室と兼用可）

キ 調乳室（0歳児保育を実施する場合のみ）

ク 沐浴室（0歳児保育を実施する場合のみ）

ケ 保育士室

コ 廊下等

サ 園庭(必要面積：2歳児以上の定員×3.3㎡以上)

※近隣の代替遊戯場でも可

- ② 食材搬入等のための一時駐車場、保護者用の一時駐輪場、ごみ集積所については任意ではあるが、近隣住民の住環境保全の観点から設置を検討すること。
- ③ 騒音対策・不審者対策及びシックハウス対策の安全対策等を行うこと。

### (3) 運営内容

- ① 原則1歳児開始園とするが、やむを得ず0歳児を実施する場合には、定員は6名以下とし、1歳児からの受入れ人数をできるだけ多くすること。なお、定員の下限は45名以上とするが、60名以上が望ましい。

※応募書類を審査し、定員が45名を下回ることが発覚した場合、応募対象外とします。

- ② 2018年4月1日現在、3歳児の待機児童数が多いこと及び小規模保育事業所との連携（卒業後の受け皿、代替保育含む）のため、3歳児の定員を2歳児の定員から5名以上多く設定することを必須とし、4・5歳児は3歳児と同数以上とすること。
- ③ 既存及び新設予定の小規模保育事業所との連携（卒業後の受け皿、代替保育含む）について、応募案件の近隣（概ね半径500m圏内）に該当する園がある場合には連携を必須とします。連携に係る手続き等については、別途、協議させていただきます。  
なお、近隣に既存及び新設の小規模保育事業所がない場合でも、今後、本区から連携の依頼をする可能性もありますので、ご承知おきください。
- ④ 開所時間は11時間開所とし、2時間以上の延長保育を実施すること。
- ⑤ 以下の特別保育事業を実施すること。
  - ア 産休明け保育（0歳児保育を実施する場合のみ）
  - イ 延長保育（2時間以上とし、受託児童数に応じた適正な職員配置のもとに、需要に応じて弾力的に対応すること。江東区延長保育事業費補助要綱に基づき補助を行う。）
  - ウ 障害児保育（江東区私立保育所障害児加算認定要綱に基づき補助を行う。）
  - エ 緊急一時保育（江東区私立保育所等緊急一時保育実施要綱に基づき補助を行う。）
  - オ その他上記以外で予定する園負担の自主事業（スポット延長保育等）を提案すること。
- ⑥ マイ保育園ひろば事業への参加を検討すること。

## 6 開設時期

2020年4月1日（厳守）

## 7 開設準備経費の補助

### (1) 施設整備補助

江東区私立保育所施設整備費補助要綱に基づき、補助を行います。

※補助金額については、下記「8 定員、職員配置と補助金」の金額を目安にご検討ください。なお、要綱が改正された場合は、改正後の要綱に従い補助します。

### (2) 融資

社会福祉法人の場合には、以下の①、②の両制度が、その他の法人の場合には①の制度が利用可能です。

- ① 独立行政法人福祉医療機構の融資を受けることが可能。なお、融資条件及び融資上限については、直接法人へ問い合わせること。また、社会福祉法人、社会福祉事業を行うことを目的として設立された一般社団法人若しくは一般財団法人及び日本赤十字社の場合、この融資から発生する貸付利子について、公益財団法人東京都福祉保健財団から原則として全額の利子補給が受けられる。なお、手続き、補給上限等詳細は、直接法人へ問い合わせること。
- ② 区の私立保育所等施設整備資金融資基金を活用し、みずほ銀行より最大5,000万円の融資を受けることが可能。なお、融資に際しては、区及びみずほ銀行の審査がある。また、この融資から発生する貸付利子については、区が全額負担する。ただし、以前に当制度を利用した法人については、返済が終わっていることが利用条件となる。

## 8 定員、職員配置と補助金

保育園の運営経費として、区が以下の①～③に定める経費を支払うものとします。ただし、要綱改正等により、名称及び内容が変更になった場合には、変更後の要綱等に従い、経費を支払うものとします。

- ① 平成29年内閣府告示第539号及び平成30年度保育単価表に基づき算定した費用の額
- ② 区補助要綱に定める額
- ③ その他江東区私立保育所等緊急一時保育実施要綱、江東区延長保育事業費補助要綱等に定める事業を実施した場合は、各制度に定める額

その他、東京都保育士等キャリアアップ補助金・東京都保育サービス推進事業補助金を、都が直接交付し、都の直接補助の対象にならない施設については、区が補助金を交付します。

### (1) 想定定員例

あくまでも一例であり、これ以外の定員の提案でも構いません。

| 想定定員 | 内訳  |     |     |     |     |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|
|      | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 |
| 48   | 4   | 5   | 13  | 13  | 13  |
| 58   | 5   | 8   | 15  | 15  | 15  |
| 62   | 6   | 8   | 16  | 16  | 16  |
| 72   | 8   | 10  | 18  | 18  | 18  |
| 82   | 10  | 12  | 20  | 20  | 20  |
| 92   | 12  | 14  | 22  | 22  | 22  |
| 102  | 14  | 16  | 24  | 24  | 24  |
| 112  | 16  | 18  | 26  | 26  | 26  |
| 122  | 18  | 20  | 28  | 28  | 28  |

### (2) 暫定職員配置人数

※職員配置人数は上記想定定員に基づき、計算しています。

※国通知に定める職員配置に加え、区では区補助要綱の中で別途職員配置の上乗せを規定しており、これを「区の誘導基準」としています。人数は区の誘導基準を満たすための必要人数を暫定的に算出しています。ただし、算出された人数は、暫定的なもので、公定価格に関する通知等及び区要綱の改正により変更することがあります。

※括弧内は、設置認可及び特定教育・保育施設の確認を受ける上での配置基準を満たす職員数を計算したものでありますが、国通知等の改正により変更になる可能性があります。

| 想定定員 | 施設長  | 保育士    |      | 調理員  | 看護師 | 嘱託医  | 嘱託歯科医 |
|------|------|--------|------|------|-----|------|-------|
|      | 常勤   | 常勤     | 非常勤  | 常勤   |     | 非常勤  | 非常勤   |
| 48名  | 1(1) | 8(5)   | 2(1) | 2(2) | 0   | 1(1) | 1(1)  |
| 58名  | 1(1) | 9(6)   | 2(1) | 2(2) | 0   | 1(1) | 1(1)  |
| 62名  | 1(1) | 10(6)  | 3(1) | 3(2) | 0   | 1(1) | 1(1)  |
| 72名  | 1(1) | 11(7)  | 3(1) | 3(2) | 0   | 1(1) | 1(1)  |
| 82名  | 1(1) | 12(8)  | 3(1) | 3(2) | 0   | 1(1) | 1(1)  |
| 92名  | 1(1) | 13(8)  | 2(1) | 3(2) | 0   | 1(1) | 1(1)  |
| 102名 | 1(1) | 14(9)  | 2(1) | 3(2) | 0   | 1(1) | 1(1)  |
| 112名 | 1(1) | 15(10) | 2(1) | 3(2) | 0   | 1(1) | 1(1)  |
| 122名 | 1(1) | 16(11) | 2(1) | 3(2) | 0   | 1(1) | 1(1)  |

(3) 施設整備費補助金

※施設整備補助金については、国及び都の方針が確定次第、区で補助できる金額も確定するので、下記の金額はあくまで参考としてください。案件毎に適用できる補助金及び加算項目が異なるため、具体的案件が出てきましたら個別にメールで保育計画課あて [280500@city.koto.lg.jp](mailto:280500@city.koto.lg.jp) にご相談ください。

【補助金算出例】 (定員は、8(1) 想定定員例に基づき計算しています。)

① 自己所有物件の場合

| 想定定員 | 施設整備費基準額  | 想定整備内容   |
|------|-----------|--|
| 48名  | 241,720千円 | 保育所本体<br><b>【加算】</b><br>設計料加算、保育所開設準備費加算、土地借料補助加算、高騰加算 |
| 58名  | 242,010千円 |  |
| 62名  | 242,126千円 |  |
| 72名  | 300,652千円 |  |
| 82名  | 300,882千円 |  |
| 92名  | 301,112千円 |  |
| 102名 | 352,815千円 |  |
| 112名 | 353,015千円 |  |
| 122名 | 353,215千円 |  |

※上記金額と補助対象経費の実支出額を比較し、いずれか少ない額の16分の15に相当する額が補助されます。

② 賃貸物件の場合

| 想定定員 | 施設整備費上限額  | 想定整備内容         |
|------|-----------|----------------|
| 48名  | 149,850千円 | 保育所本体 (内装工事のみ) |
| 58名  | 149,850千円 |                |
| 62名  | 149,850千円 |                |
| 72名  | 194,550千円 |                |
| 82名  | 194,550千円 |                |
| 92名  | 194,550千円 |                |
| 102名 | 234,000千円 |                |
| 112名 | 234,000千円 |                |
| 122名 | 234,000千円 |                |

※上記金額と補助対象経費の実支出額を比較し、**いずれか少ない額**の16分の15に相当する額が補助されます。

また、開設前賃料補助について、3,075万円又は実際に支出した賃料（工事着手から開所までの期間の賃料及び礼金）の額（1月に満たない期間については、日割り計算で算出した額）の4分の3に相当する額の**いずれか少ない額**が補助されます。

なお、江東区では施設整備費の補助において、開設後の賃料（開設後の賃料の前払い分を含む）は補助対象外です。

#### (5) 年間運営費

※金額は上記想定定員及び職員配置に基づき計算しています。算出された金額は、暫定的なもので、公定価格に関する通知等及び区要綱の改正により変更することがあります。

| 想定定員 | 年間運営費（入所率100%）<br>処遇改善等加算率7%を想定 | 想定実施事業等  |
|------|---------------------------------|--|
| 48名  | 92,023千円                        | 公定価格適用：所長設置加算、3歳児配置改善加算、賃借料加算（都市部a地域）、主任保育士専任加算、療育支援加算(A)、事務職員雇上加算、処遇改善Ⅱ、冷暖房費加算、施設機能強化（15万円）、入所児童処遇（1,200時間以上）、小学校接続加算、栄養管理加算<br>区補助金：施設運営費加算（施設面積に係る加算）を除く<br>標準時間児のみの入所を仮定<br>11時間開所利用 定員の6割<br>1時間延長 月20名<br>2時間延長 月5名<br>緊急一時保育 年20日利用<br>特別児童扶養手当支給対象児童受け入れ 月1名 |
| 58名  | 94,564千円                        |  |
| 62名  | 108,175千円                       |  |
| 72名  | 115,732千円                       |  |
| 82名  | 120,751千円                       |  |
| 92名  | 135,325千円                       |  |
| 102名 | 141,670千円                       |  |
| 112名 | 149,924千円                       |  |
| 122名 | 163,598千円                       |  |

※0歳児開始園の運営費については、具体的な定員設定が決まりましたら、個別にご相談ください。

## 9 提出書類・部数、提出にあたっての留意事項

### ◆提出書類◆

以下の全ての項目について記載及び提出してください。

※様式等は、江東区のホームページからダウンロード可能。

(1) **認可保育所運営事業者応募申請書（様式1）**

(2) **法人等調書（様式2）及び添付書類**

【添付書類に関する注意事項】

収支予算書・収支（損益）予算書・借入金等返済計画については、東京都通知（別紙3）の作成方法に基づき、作成すること。

(3) **現在運営する保育施設一覧表（様式3）及び添付書類**

【添付書類に関する注意事項】

① 施設のしおり等（下記の優先順位に従って、原則3施設分提出すること。）

|      |  |
|------|--|
| 第1順位 | 認可保育所3施設分<br>※開設時期が直近のものから順に提出すること。                              |
| 第2順位 | 認可保育所が3施設に満たない場合は、他の種類の保育施設のものを含めて3施設分<br>※開設時期が直近のものから順に提出すること。 |

|      |                       |
|------|-----------------------|
| 第3順位 | 保育施設が3施設に満たない場合は、全施設分 |
|------|-----------------------|

- ② 立入調査等の結果（東京都等自治体からの正式な通知文の写しを提出すること。下記の優先順位に従って、原則3施設分提出すること。なお、立入調査等の結果、改善の状況及び計画を文書により報告した場合は、その写しも提出すること。）

※その他、上記にあてはまらない場合は、区担当の指示に従ってください。

|      |  |
|------|--|
| 第1順位 | 認可保育所3施設分（各施設直近のもの1件）<br>※直近に調査を受けたものから提出すること。ただし、最近時に調査を受けた施設が3施設を超える場合は、開設時期が直近の施設のものから順に提出すること。   |
| 第2順位 | 認可保育所が3施設に満たない場合は、他の種類の保育施設のものを含めて3施設分（各施設直近のもの1件）<br>※直近に調査を受けたものから提出すること。ただし、都外に施設を有している場合は、都内施設の調査結果を優先させること。また、最近時に調査を受けた施設が3施設を超える場合は、開設時期が直近の施設のものを優先させること。  |
| 第3順位 | 保育施設が3施設に満たない場合は、1施設について複数年分（合計3件）<br>（例）<br>・2施設運営の場合（A施設及びB施設）<br><A施設：最近時2カ年分の調査結果+B施設：最近時の調査結果><br>※認可保育所を運営している場合は、認可保育所の調査結果を優先して2カ年分提出すること。ただし、2施設とも同じ種類の保育施設の場合は、開設時期が直近の施設のものを優先して2カ年分提出すること。<br>・1施設運営の場合（A施設のみ）<br><A施設：最近時3カ年分の調査結果> |
| 第4順位 | 直近の調査から遡っても調査結果が合わせて3件に満たない場合は、調査結果全て  |
| 第5順位 | 調査未実施の場合は、提出無し   |

(4) 法人自己資金申告書（様式4）及び添付書類

(5) 施設整備概要書（様式5）及び添付書類

【添付書類に関する注意事項】

**※1 原則、区で選定された後に行われる東京都との事前協議及び計画承認の手続きが終わるまで賃貸借契約の本契約はしないでください。**

※2 選定された場合、建物の使用を確約する書類（賃貸借契約書等）の写しを、別途区が指定する期日までに提出してください。

※3 案内図・配置図・平面図については、東京都通知（別紙2）の留意点及び作成例に基づき、作成してください（ただし、作成例に記載されている丸数字の記載は不要です）。

(6) 運営企画書（様式6）及び添付書類

(7) 宣誓書（様式9）

(8) 提出書類一覧兼チェックリスト（様式10）



## ◆提出部数◆

原本1部・写し8部 ※必要に応じて、別途書類を提出していただく場合があります。

## ◆提出にあたっての留意事項◆

- ・ 様式10「提出書類一覧兼チェックリスト」に掲げる書類の順番にA4版Dリングファイルに綴じ、No.1～8のインデックスを付した白紙ページを挿入の上、上記の必要部数を提出すること。
- ・ 用紙は、原則A4版縦とすること。ただし、図面関係についてはA4版横でも構わない。
- ・ 印刷の際は、書類毎に両面印刷とすること。(図面や証明書等の発行物は除く)
- ・ ファイル名は、「認可保育所開設提案書+法人名」とし、表紙及び背表紙に明記すること。なお、原本のファイルには、その旨がわかるように明記すること。
- ・ 提出された書類等は返却しません。

## 10 評価方法

得点の計算方法については、以下のとおりとします。

- ① 審査を行った全委員の得点を合計し、平均得点を算出(小数点第一位四捨五入)する。審査の結果、配点の「8割以上の場合A」、「6割以上はB」、「6割未満はC」と評価する。
  - ② 「A」もしくは「B」評価を受けた事業者を選定事業者とし、C評価の場合、不選定とする。
- ※同一物件での応募で、かつ複数事業者が「A」評価もしくは「B」評価だった場合は、高得点の事業者を選定事業者とする。

## 11 その他注意事項

- ・ 施設整備費及び運営費等の費用の補助については、関係法令を確認すること。
- ・ 応募に際して要した費用については、応募者の負担とする。
- ・ 応募書類の内容に事実と反する箇所があった場合は、選定結果を取り消すことがある。
- ・ 提出された計画書で、計画項目の記載に不足がある場合、平面図等の資料不足及び、安全な避難経路が確保されていないと考えられる場合等には、減点または不選定となるので特に注意すること。
- ・ 開設予定地については、審査の中で現地調査を実施します。その際、建築中の建物以外は全て、開設予定地の内部を確認するので、所有者への確認を忘れずに行うこと。
- ・ 応募に関する問い合わせは、原則としてメールで行うこと。

## 12 書類提出締切

随時受付を行うこととします(書類提出日が確定次第、区に連絡してください)

① 第一次締め切りは2018年12月14日(金)午後3時までとする。

② 第二次締め切りは2019年 3月 1日(金)午後3時までとする。

※第一次締め切りにて選定法人があった地域については、対象外となる可能性があります。

③ 第三次締め切りは2019年 5月31日(金)午後3時までとする。

※第一次及び第二次締め切りにて選定法人があった地域については、対象外となる可能性があります。

※第三次締め切りは、既存物件を活用した整備案件(賃貸)のみを受付対象とします。

## 13 問い合わせ及び応募書類提出先

江東区子ども未来部保育計画課保育計画係

〒135-8383 東京都江東区東陽4-11-28

問合せ先: E-mail [280500@city.koto.lg.jp](mailto:280500@city.koto.lg.jp)